

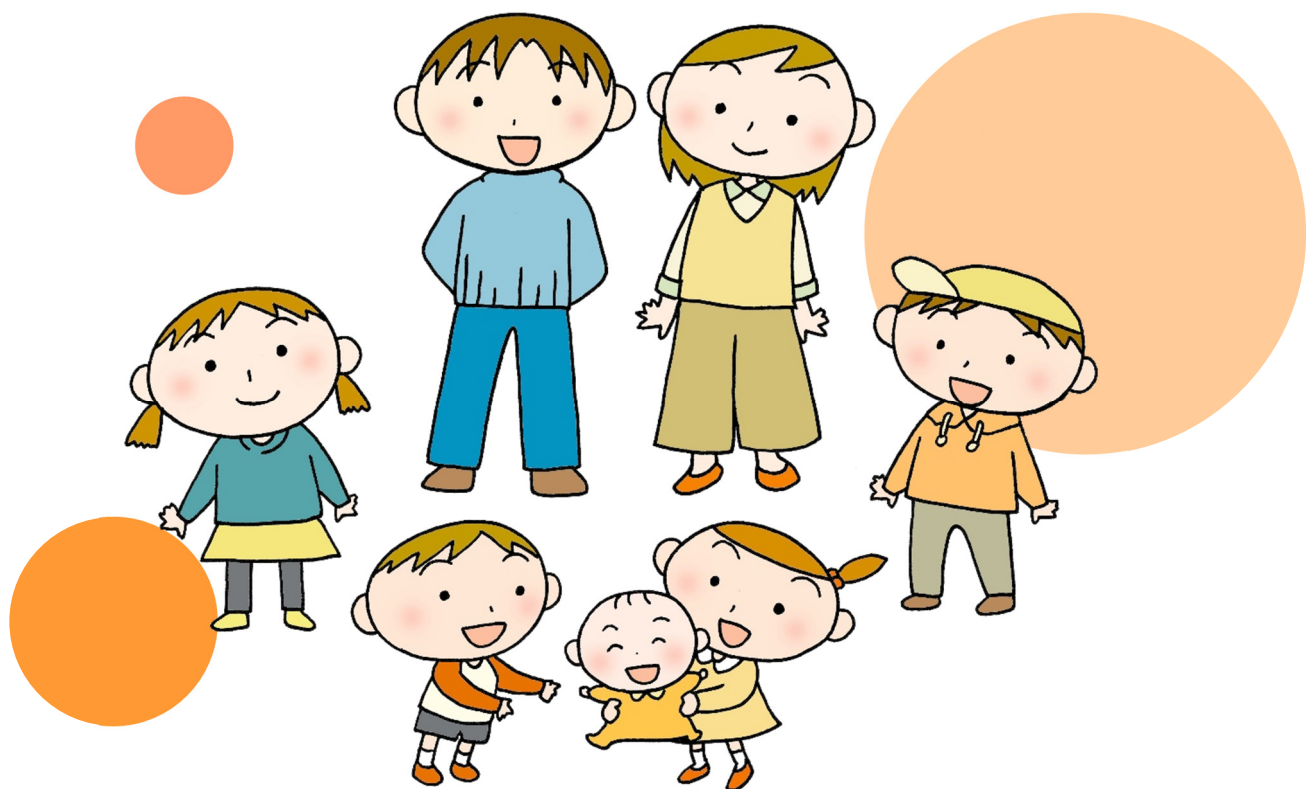
がい よう ばん
概 要 版

わ た ら い ち ょ う ふ く し そ う ご う け い か く
度会町福祉総合計画

わたらいちょうだい き ち い き ふ く し け い か く ち い き ふ く し か つ ど う け い か く
度会町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画

わたらいちょうだい き か い ご ほ け ん じ ギ ゃ う け い か く お よ こ う れ い し ゃ ふ く し け い か く
度会町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

わたらいちょうだい じ し ょ う し ゃ き ほ ん け い か く だ い き し ょ う ふ く し け い か く し ょ う じ ふ く し け い か く
度会町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画



へ い せ い ね ん が つ
平成30年 3 月

わ た ら い ち ょ う
度会町

わたらいちょうしゃかいふくしきょうぎかい
度会町社会福祉協議会

1

福祉総合計画について

① 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進み、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、家族や親族の支え合いが希薄化しているといわれています。このため、公的制度やサービスの充実だけでなく、住民との協働により福祉を推進していくことが重要な課題となっています。

このたび、「度会町福祉総合計画」として、「度会町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び各種個別計画（「度会町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「度会町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「度会町子ども・子育て支援事業計画」「度会町健康増進計画」）との関連性を踏まえ、策定することで、誰もが住み慣れた地域で、将来にわたって安心して生活を送ることができる基盤整備をより一層推進していきます。

② 計画の位置づけと期間

度会町福祉総合計画は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」を一体的に束ねた計画です。

今回は、「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について策定しました。

年 度		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
度会町福祉総合計画	ちいきふくしけいかく 地域福祉計画	だい 2 期						だい 3 期	
	ちいきふくしかつどうけいかく 地域福祉活動計画 (度会町社会福祉協議会)	だい 1 期						だい 2 期	
	かいごほけんじぎょうけいかくおよび こうれいしゃふくしけいかく 介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画	だい 7 期		だい 8 期			だい 9 期		
	しょう しゃきほんけいかく 障がい者基本計画	だい 3 次						だい 4 次	
	しょう ふくしけいかく 障がい福祉計画	だい 5 期		だい 6 期			だい 7 期		
	しょう じふくしけいかく 障がい児福祉計画	だい 1 期		だい 2 期			だい 3 期		
	こ こそだ 子ども・子育て しえんじぎょうけいかく 支援事業計画	だい 1 期 (H27～)		だい 2 期					
けんこうそうしんけいかく 健康増進計画		だい 1 期 (H24～)					だい 2 期		

2

度会町第2期地域福祉計画

・地域福祉活動計画

① 計画策定の背景

地域社会のあり方が大きく変化している中、国では、福祉を「支え手側」と「受け手側」に分けず、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が目標とされています。

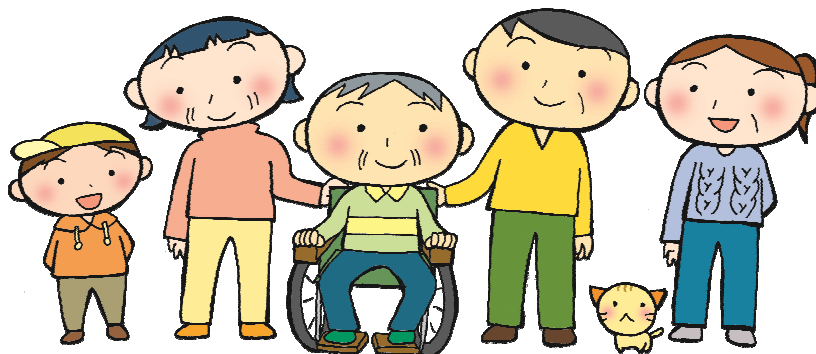
度会町においても、「地域共生社会」の実現のため、住民一人ひとりが尊厳を持って生き、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、ともに暮らす地域を創っていくことが求められます。

② 地域福祉とその担い手

私たちは、「度会町」という地域で、家族や友人、近所の人等、様々な人とのかかわりを持ちながら暮らしています。地域住民が安心して地域で生活を送ることができるよう、問題が発生したときに、人と人とのつながりを基盤として、個人や家族による支え合い（自助）、身近な人・地域の団体との助け合い（互助・共助）、公的なサービス等による支援（公助）の連携によって解決していく仕組みを「地域福祉」といいます。また、地域福祉の担い手とは、自助、互助・共助、公助を担う住民、地域団体、社会福祉協議会、行政等、地域に暮らし、地域で活動しているすべての人や団体が対象となります。

③ 基本理念

「お互いさま」で支え合い 自分らしく暮らせるまち



④ 取り組みの内容

基本目標 1 支え合いの人づくり

地域においてリーダーシップを発揮しながら、地域と行政をつなぐことのできるリーダーの発掘・育成に取り組みます。

■ 取り組みの方向

■ 施策

1) 担い手の育成と福祉教育の推進

ボランティア講座の開催などを通じて、地域福祉の担い手の育成を進めるとともに、将来の地域の担い手となる子どもたちへの福祉教育に取り組みます。

2) 小地域福祉活動の充実

ボランティアやNPO団体等、住民活動を行う団体等の交流機会を提供し、様々な住民活動が連携して、お互いの情報共有や協働ができるネットワークづくりを支援します。

3) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉に関係する団体との連携体制を強化し、協働して住民の参加促進や人材育成等に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。

基本目標 2 安心・安全な仕組みづくり

様々な福祉にかかわる問題を受け付ける総合相談窓口において、介護・高齢者福祉、障がい、子ども・子育て等、各分野の相談支援との連携を強化し、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
また、日常的な人と人とのつながりを活かし、地域において子どもから高齢者まで見守り体制を推進します。

■ 取り組みの方向

■ 施策

1) 気軽に相談できる場所づくり

気軽に相談できる窓口の充実を図るとともに、各種相談員や相談窓口を周知します。

2) 要援護者への見守り活動などの充実

子育て世帯、障がいのある人、一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、地域での見守りや相談支援体制の整備を図ります。

3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

関係機関と連携し、地域の交通安全・防犯対策の推進を図るとともに、災害を想定した地域における日常的な支え合いの仕組みづくりを進めます。



基本目標 3 ふれあいの場所づくり

地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、地域課題を話し合うことが大切です。こうした場を一過性のものにせず、地域に根付いたものとしていくため、住民の主体的な活動による、地域に合った集いの場の立ち上げを支援します。

■取り組みの方向

1) 地域でつくる交流の場づくり

■施策

高齢者や障がいのある人等が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、誰もが気軽に利用できる身近な交流の場づくりを進めます。

2) 多世代交流の機会の提供

各種事業やイベントの開催など、地域住民が交流できる機会を提供するとともに、声かけ活動や児童の登下校時の見守り活動など地域のつながりを活かした交流を支援します。

基本目標 4 地域生活を支える環境づくり

度会町のどこに住んでいても、暮らしやすいと感じることができるよう、地域の実情に応じた交通手段を検討します。また、子どもや高齢者、障がいのある人等誰もが安心・安全に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーション（障がいのある人となない人とが平等に生活する社会）の考えが浸透した地域づくりに取り組みます。

■取り組みの方向

1) 移動手段、交通手段の確保

■施策

高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できる安心・安全な公共交通や外出支援サービスを推進します。

2) 障壁のない環境づくり

公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、広報紙等の情報発信においては、文字の大きさや色彩等に配慮し、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。

3) 思いやる心を育む環境づくり

学校や地域において、福祉への理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりがお互いを認め合い、ともに生きる地域社会の実現に努めます。



3

度会町第7期介護保険事業計画

及び高齢者福祉計画

① 計画策定の背景と目的

■ 計画策定の背景となる主な課題や動向

1 高齢化の進行

平成28年度時点での日本の高齢化率は27.3%と高い数値となっていますが、度会町ではそれを上回る31.1%となっています。2025年には人口の最も多い年齢層が後期高齢者となり、要介護認定者の大幅な増加が予想されます。

2 要介護認定者の増加

要介護認定者の増加に伴い、必要とされる介護保険サービスの提供量も上昇します。また、認知症高齢者や老老介護などの問題も顕著になることが予想されており、将来を見据えた対応が求められています。

3 在宅介護の充実

仕事と介護の両立が難しく、介護に専念するために仕事を辞めてしまうという「介護離職」の問題が顕著になっています。介護をする側も受ける側も自宅で満足した生活を送ることができるよう、在宅介護体制の充実が必要です。

4 自立支援・重度化防止の推進

現在元気な高齢者が要介護状態になることを防ぐ、あるいは現在介護を受けている高齢者が現在よりも状態が悪化することを防ぐために、介護予防などを通じた自立支援・重度化防止の取り組みを進めていく必要があります。

“地域包括ケアシステム”を深化・推進していくための

「度会町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の策定

上記の課題や動向に対応するために、特に「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」といった5つの観点から、地域全体で高齢者を支える仕組みである“地域包括ケアシステム”の深化・推進を第7期計画において取り組んでいきます。

② 基本理念

みんなが満足して自分らしく

生きることができる町

高齢者が今後も可能な限り住み慣れた地域で、自ら有する能力を最大限に生かし、その人らしく満足した生活を送ることができるよう、行政をはじめ、住民や各種団体などがそれぞれの役割を担い、連携して支え合いながら満足して生きることができる度会町の実現をめざして、本計画の基本理念を上記の通りに定めます。

③ 取り組みの内容

基本方針 1 住み慣れた地域の中で支え合う仕組みづくり

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、在宅医療・在宅介護の連携を通じて、家族とともに最期まで暮らすことのできる仕組みづくりも進めていきます。

取り組みの方向

- 1) 地域包括支援センターを中心とした体制強化

施策

地域包括支援センターの機能強化や周知を行います。また、地域ケア会議の充実や生活支援コーディネーターの活用も図ります。

- 2) 在宅医療・在宅介護の連携

医療・介護関係者による会議を通じた情報共有や課題の把握を行います。また、近隣市町との合同による人材研修や医療機関との連携強化にも努めます。

基本方針 2 認知症高齢者への支援と予防対策の推進

認知症の人を早期に発見して対応するために、認知症ケアパスや支援チームの効果的な運用を図ります。また、地域全体で認知症の方をサポートするために、啓発やサポーターの養成などにも取り組んでいきます。

取り組みの方向

- 1) 認知症の早期発見・早期対応

施策

認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームを効果的に運用し、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

- 2) 認知症の啓発の強化

認知症の啓発を行うことで認知症への理解の促進や予防対策を図ります。また、認知症サポーターの養成・支援を通じて、地域での早期発見を強化します。

- 3) 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

認知症の人を自宅でケアする家族の身体的・精神的負担を軽減するために、家族交流会や認知症カフェの実施・継続支援を行います。



基本方針 3 安心して健やかに暮らせる地域づくりの推進

いつまでも自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。また、権利擁護やバリアフリー、防災対策の推進を通じて高齢者の安心・安全を確保します。

取り組みの方向	施策
1) 健康づくりの推進	高齢者の健康維持・疾病の早期発見のために、健康づくりの機会の提供やかかりつけ医の普及、各種検（健）診や高齢者スポーツの推進に取り組みます。
2) 生きがいづくりと社会参加の促進	生涯学習や文化活動の充実を通じて、高齢者の生きがいづくりを図ります。また、地域での集まりやボランティア活動等の充実を図ることにより、社会参加を促進していきます。
3) 高齢者の権利擁護の推進	高齢者が安心して暮らせるよう、虐待防止や成年後見制度の利用促進を図ります。
4) 高齢者の住環境の整備	住宅改修の支援や公共施設のバリアフリー化を通じて、高齢者の住環境の整備を行います。
5) 防災・安全対策の推進	避難行動要支援者の把握や地域の防犯体制の推進を通じて、防災・安全対策を推進します。

基本方針 4 高齢者の生活を支援するサービスの充実

生活支援や介護予防、総合相談支援などの実施を通じて、高齢者の生活を支援するサービスの充実を図ります。また、提供するサービスの質の確保のために、生活支援サービスの提供体制の整備や給付費適正化事業等にも取り組みます。

取り組みの方向	施策
1) 介護予防・日常生活支援 総合事業の提供	訪問型・通所型サービスや生活支援サービス等を実施します。 また、介護予防事業として各種教室や相談事業も実施します。
2) 包括的支援事業の提供	地域包括支援センターにおいて、総合相談支援や権利擁護、地域ケア会議や在宅医療・介護連携の推進などに取り組みます。
3) 任意事業の提供	適切な介護サービスの提供のために、介護給付費の適正化に取り組めます。また、家族介護者を支援する家族介護支援事業などにも取り組みます。
4) 高齢者福祉事業の提供	敬老祝金や福祉有償運送事業、緊急通報装置貸業を行います。



しよとくだんかいべつかいごほけんりよう 所得段階別介護保険料

※保険料額は上段が年間の金額、下段がそれをひと月あたりに換算した金額です。

しょとくだんかい 所得段階	しょとくとう じょうけん 所得等の条件			ほけんりょう 保険料 きじゅんがく 基準額に たい りつ 対する率	ほけんりょうがく 保険料額
だい だんかい 第1段階	せいかつ ほ ご じゅきゅう				

※保険料基準額に対する率は将来的に消費税率の改正などの影響を受け、変更の可能性があります。



4

度会町第3次障がい者基本計画

第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画

① 計画策定の趣旨

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加の支援を計画的に推進するために策定します。度会町では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせる社会を、行政だけでなく、すべての住民、事業者が一体となって「みんな」でつくっていくことをめざしています。

② 基本理念と基本目標

◇基本理念

障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

◇基本目標

障がいのある人もない人も ともに暮らしやすいまち 度会町

～障がいの有無にかかわらず、互いを尊重しあいながら
ともに生きる社会をみんなで実現する～

③ 取り組みの内容

施策の方向 1 安全・安心な生活環境の整備

取り組みの方向	施策
1) 住環境の整備	公営住宅の優先入居やバリアフリー化に取り組むとともに、グループホーム（障がいのある人の地域の共同生活の場）のニーズを把握するなど検討を進めます。
2) 障がいに配慮したまちづくりの推進	道路や公共施設、公園等、障がいのある人が利用しやすい公共施設を整備します。
3) 防災・防犯体策の推進	災害時に障がいのある人が災害情報を知り、安全に避難できる体制をつくります。

施策の方向 2 行政上の配慮と情報提供の仕組みづくり

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し かく ■ 施策
1) 障がい者に配慮した情報提供の推進	広報媒体の文字の大きさや色合いに配慮したり、電子機器の活用や手話奉仕員の養成など、障がいのある人が必要な情報にアクセスできるように取り組みます。
2) 選挙時における配慮の実施	投票の際に障がいの特性に応じた支援をしたり、会場のバリアフリー化を図るなどの配慮に努めます。

施策の方向 3 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し かく ■ 施策
1) 広報・啓発活動の充実	広報媒体やイベント、交流活動を通じ、障がいや障がいのある人についての住民の理解を促進します。
2) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進	日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用し、障がいのある人の権利を守る取り組みを推進します。
3) 障がいを理由とする差別解消の推進	障がいに関する理解を深めるための講演会や講座・教室等の開催を通じ、差別の解消に取り組みます。

施策の方向 4 自立した生活支援と意思決定支援の推進

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し かく ■ 施策
1) 意思決定支援の推進	障がいのある人がその意思に基づいて生活ができるように支援します。
2) 相談支援体制の充実	乳幼児期から学童期、就労時期に至るまで一貫した支援に取り組みます。
3) 福祉サービスの充実	障がいのある人の地域生活を支えるための福祉サービスの充実に努めます。
4) 社会参加の促進	移動支援事業の充実や交通機関の割引制度の周知を図るなど、社会参加のための環境整備に努めます。
5) 地域生活を支えるネットワークづくり	ボランティアの育成やボランティア活動の支援を行うなど、地域生活を支えるネットワークづくりに取り組みます。



施策の方向 5 保健・医療の充実

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し さいく ■ 施策
1) 保健・医療の充実等	障がいのある人が必要な医療を適切に受けることができるように取り組みます。
2) 障がいのある児童への支援	福祉サービスの提供や適切な療育を行い、障がいのある児童の発達を支援します。
3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	各種健診や健康教育等を実施し、障がいの原因となる疾病の予防に努めるとともに、住民の健康づくりに取り組みます。

施策の方向 6 雇用・就業・経済的自立の支援

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し さいく ■ 施策
1) 総合的な就労の支援	様々な制度を活用し、障がいのある人の就労を支援します。
2) 障がい者雇用の促進	様々な制度を活用し、民間企業への障がい者雇用の拡大に努めるとともに、公共機関でも雇用拡大を図ります。
3) 福祉的就労の底上げ	障がいの内容や状態に応じた就労の場の確保に努めます。

施策の方向 7 教育・文化芸術活動・スポーツの振興

とく ほうこう ■ 取り組みの方向	し さいく ■ 施策
1) インクルーシブ教育（すべての子どものための教育）システムの構築	障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶことができるよう、環境整備に取り組みます。
2) 福祉教育の推進	福祉教育を推進し、障がいのある人への理解を深めます。
3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	社会教育施設の整備や参加しやすい講座の実施など、障がいのある人の学習活動を支援します。
4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	東京パラリンピックに向けて、障がいのある人のスポーツの振興を図ります。



度会町福祉総合計画（概要版） 平成30年3月

発行：度会町 電話：0596-62-2413 FAX：0596-62-1138 福祉・環境課 電話：0596-62-1112 FAX：0596-62-0054
度会町社会福祉協議会 電話：0596-62-2103 三重県度会郡度会町棚橋1202 電話：0596-62-1117 FAX：0596-62-1738